

第 785 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 4 月 8 日（火） 11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】 「大阪・関西万博開催に伴う取締・検査への協力依頼について」 【資料 1】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 2】 「税関HPの輸入申告項目追加のページに係る更新について」 【資料 2】

（業務部 通関総括第 1 部門 阿部 統括審査官）

【議題 3】 「中華人民共和国産の黒鉛電極に対する暫定的な不当廉売関税の課税について」 【資料 3】

【議題 4】 「関税法基本通達の改正について（他法令関係）」 【資料 4】

（業務部 通関総括第 3 部門 下山田 統括審査官）

【議題 5】 「日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について」 【資料 5】

（業務部 江端 原産地調査官）

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 786 回通関協議会は、5 月 13 日（火）11:00 の開催を予定しています。場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和7年4月

横浜税関

大阪・関西万博開催に伴う取締・検査への協力依頼について

平素から税関行政に対し、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、税関では不正薬物、金地金及びテロ関連物資等の不正輸入の取締りを最重要課題として位置づけ、取締関係機関と連携しながら全力をあげて水際取締りに取り組んでおります。

今般、横浜税関では国内で開催されております大阪・関西万博を標的としたテロ行為等を未然に防止し、大阪・関西万博の円滑な実施に資するため、水際対策を強化しております。

水際対策強化のため税関検査等の頻度が増加いたしますが、趣旨をご理解いただき、取締り及び検査強化へのご協力を賜りますようお願いいたします。

また、不正輸入に係る情報はもとより、貨物、人及び船舶等について不審と思われる点がございましたら、どんな些細なことでも結構ですので、最寄りの税関官署又は下記の「密輸ダイヤル」までご連絡を頂きますようお願いいたします。

特に以下の事例がありましたら情報提供をお願いいたします。

- ・ 通関を異常に急いだり、頻繁に検査状況等を問い合わせる輸入者がいる。
- ・ インボイス等へ記載されているものと異なる貨物がある。
- ・ 同一貨物のなかに異なるマーク・目印を付している貨物がある。
- ・ パレットが通常と異なる材質・不自然に加工されている。
- ・ 内容点検において不審な貨物を発見した。
- ・ 急な配送先の変更や不自然な配送先を指定してくる輸入者がいる。
- ・ 配送先が大阪・関西万博会場宛の不自然な貨物がある。等

税関ホームページ「密輸に関する情報提供」

<https://www.customs.go.jp/quest/smuggling.htm>



密輸に関する情報提供

フリーダイヤル シロイクロイ

密輸ダイヤル 0120-461-961

メールアドレス E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

横浜税関ホームページ <https://www.customs.go.jp/yokohama/>



横浜税関HP

横浜税関より

税関検査へのご協力のお願い

大阪・関西万博開催に伴い

テロ防止に全力で取り組んでおります

テロ行為等の未然防止および万博の円滑な実施のため、
税関では輸入貨物や入国者への検査を強化しております。
ご理解とご協力をお願いいたします。

通報・情報提供のお願い

通報方法は3つございます

☎ 税関密輸フリーダイヤル ☎ 24時間受付

0120 - 461 - 961

許しません シロイ(粉) クロイ(武器)

✉ メール ✉

yokohama-mitsuyu

110@customs.go.jp

📄 税関HP 📄

「密輸に関する情報提供」



横浜税関HP

←左のQRコードから横浜税関HPにアクセスできます！

怪しい無線・怪しい漂流物・怪しい渡航客・・・などなど
見かけましたら通報いただけますと幸いです。
よろしくお願いいたします。



OSAKA, KANSAI, JAPAN
EXPO2025



～令和7年10月12日施行～

「輸入申告項目の追加について」

制度改正に係る概要・通達様式・参考資料を掲載しています。

・運送先の所在地・名称
・通信販売貨物の該当
・プラットフォームの名称等

注目のキーワード

- 災害関連情報
- 経済安全保障
- 採用案内
- 経済制裁に伴う措置（北朝鮮、イラン、ロシア等）
- 最近増えている問合せについて

重要なお知らせ

令和6年能登半島地震の被害に対応した税関手続について

- 法令・政策等について調べたい
- 水際取締について調べたい
- 貿易統計について知りたい
- AEO制度について調べたい
- 海外旅行の手続きを知りたい
- 輸出入・保税の手続きを調べたい
- 品目分類について調べたい
- EPA/原産地規則について知りたい
- 関税評価を調べたい
- 税関手続FAQを確認したい

新着情報

全国の税関の動き

日付	種別	内容
2025年3月19日	統計	貿易統計（令和7年2月分速報発表）
2025年3月18日	法令	関税定率法等の一部を改正する法律案が衆・本会議で可決
2025年3月18日	手続	価格の換算に用いる外国為替相場（令和7年3月23日～令和7年3月29日）
2025年3月14日	法令	「関税定率法等の一部を改正する法律案」が衆・財金委で可決
2025年3月12日	その他	関税・外国為替等審議会 関税分科会 特殊関税部会（令和7年3月12日開催）配付資料

ご質問にチャットボットでお答えします

現在位置: ホーム > 輸出入手続 > 輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて

令和6年6月
(最終更新:令和7年3月21日)
財務省・税関

越境電子商取引の拡大に伴い、通販貨物等の輸入が増加し、不正薬物や知的財産侵害物品等の密輸が多数摘発されています。FS利用貨物については不当に低い価格で輸入申告することで関税等を回避するという脱税事案が顕在化しています。

そのような背景を踏まえ、円滑な輸入を引き続き確保し、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現するための制度見直しを行いました。

○令和7年10月12日施行予定

貨物の輸入許可後の「運送先の所在地・名称」、輸入貨物が「通販貨物に該当するか否か」、通販貨物に該当する場合には「プラットフォームの名称等」が輸入申告項目に追加され、これらの事項についても申告していただく必要があります。なお、輸入申告項目の追加は通販貨物やFS利用貨物に係る輸入申告のみを対象としたものではありません（「プラットフォームの名称等」を除く。）。

【関係法令: 輸入申告項目（施行後）】

関税法施行令第59条、関税法施行規則第7条の6

【参考資料】

- ・Q&A(輸入申告項目の追加・運送先・通販貨物の該当、PFの名称等)令和7年10月12日施行関係 **NEW** (※令和6年12月13日更新)
- ・運送先の組合せについて **NEW**
- ・MSX業務による「運送先」の提出様式について **NEW**
- ・【様式】輸入申告に係る運送先一覧表(※追って税関様式として規定予定) **NEW**
- ・本件に関する第7次NACCSIについての各種情報、質疑応答

【リーフレット】

- ・輸入申告項目の追加について
- ・Addition of Import Declaration Items **NEW**
- ・关于进出口报关单要求申报的新增项目 **NEW**
- ・수입신고 항목 추가에 대하여 **NEW**

○令和5年10月1日施行済み

輸入申告時に記載を求めている「貨物を輸入しようとする者の住所及び氏名」を関税法施行令上の輸入申告項目に追加するとともに、輸入申告者の意義の明確化を行いました。

また、税関事務管理人の届出項目に「届出者と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、税関事務管理人との委任契約関係書類を添付することとなりました。

【関係法令: 税関事務管理人】

関税法第95条、関税法施行令第84条、第84条の2、
関税法施行規則第11条の2、第11条の3

【参考資料】

- ・輸入申告者の意義の明確化に関する事例集
- ・税関事務管理人届出書(税関様式)の改正について

【リーフレット】

- ・輸入申告項目・税関事務管理人制度の見直しについて
- ・Amendment to Import Declaration Items and Customs Procedure Agent System
- ・关于进出口申报项目及海关事务管理人制度的修订
- ・수입신고 항목 및 세관사무관리인제도의 개정

【カスタムスアンサー】

- ・1103 関税の納税義務者
- ・1805 医薬品医療機器等法に基づく輸入規制の税関における確認内容(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器等)
- ・9601 日本に居住しない者が税関手続を行う場合の手続(税関事務管理人制度)

関税局・税関について

関税局・税関の組織

採用情報

報道発表(関税局)

各税関の事件発表

関税局・税関の動き

パンフレット・リーフレット

ポスター

税関チャンネル(YouTube)の紹介

関税政策・税関行政

所管法令等

特殊関税

審議会・研究会

政策評価

国際機関(WTO・WCO)

地域協力(APEC)

経済連携協定(FTA/EPA)

税関相互支援協定(CMAA)

税関手続

手続案内[e-Gov(イーガブ)へ]

各種様式及び記載要領

その他

情報公開・個人情報保護

パブリックコメント

調達情報

税関関係用語集

**中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産の黒鉛電極
に対する暫定的な不当廉売関税の課税について**

NACCS 掲示板からの転載（公開日 2025 年 03 月 28 日）

【利用者の皆様へ】

黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令に基づき、関税定率法の別表第八五四五・一―号に掲げる物品のうち黒鉛電極であって、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）を原産地とするもののうち、令和7年3月29日（土）から令和7年7月28日（月）までの期間内に輸入されるものには、暫定的な不当廉売関税が課されます。

これに伴い、業務コード集が以下のとおり変更されますので、お知らせいたします。
業務コード集の更新につきましては令和7年3月31日（月）に行います。
ご不明な点につきましては、税関にお問い合わせください。

「21. 内国消費税等種別コード（輸入）」（共通）

不当廉売関税関係

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産黒鉛電極 (8545. 11-010)

NACCS 用コード	適用税率（%）		区分
<u>S012001</u>	<u>95.2</u>	中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く）産	新設

以下参考

- ・ 課税物件詳細（黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令第1条抜粋）

法の別表第八五四五・一―号に掲げる物品のうち丸形のもの（黒鉛化の工程を経て製造したものでない旨が経済産業省令で定めるところにより経済産業大臣の発給する証明書により証明され、かつ、当該証明書が財務省令で定めるところにより税関長に提出されたものを除く。）

- ・ 不当廉売関税コードの入力方法

不当廉売関税適用物品の NACCS 用不当廉売関税コードの入力方法は、輸入申告等事項登録画面（業務コード：「IDA」等）の内国消費税等種別コード入力欄（内消費税等種別欄）10 桁の枠の中に次の（1）、（2）の項目を順次左詰めで入力する。

- （1）不当廉売関税の種別コードは、英字 1 桁で「S」と入力する。
- （2）不当廉売関税の課税区分を数字 6 桁で入力する。

新旧対照表

令和7年4月1日施行分

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
第6章 通 関			第6章 通 関		
第1節の2 輸出申告の特例			第1節の2 輸出申告の特例		
(他法令による許可、承認等の確認)			(他法令による許可、承認等の確認)		
70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。			70-1-1 輸出貨物についての法第70条第1項及び第2項《証明又は確認》の規定の適用については、次による。		
(1)~(4) (省略)			(1)~(4) (同左)		
別表第1			別表第1		
法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸出の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) (省略)	(省略)	(省略)	ロ. 輸出の制限、禁止関係 (イ) (同左)	(同左)	(同左)
(ロ) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	(省略)	第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財第一課長が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。ただし、輸出申告に係る貨物が公益財団法人日本刀文化振興協会によって現代刀作家による作品であることが証明された日本刀	(ロ) 文化財保護法 (昭和25年法律第214号)	(同左)	第44条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 (注) 輸出申告に係る貨物が文化財保護法に規定する重要文化財又は重要美術品に該当するか否かについて疑義を生じたときは、文化庁文化財第一課長が発行する「古美術品輸出鑑査証明書」の提出を行わせるものとする。 第82条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
		<p><u>の場合は、「古美術品輸出鑑査証明書」に代えて、同協会が発行する「新作日本刀証明証（税関提出用第二様式）」の提出を行わせるものとする。</u> 第82条の規定により文化庁長官が発行した輸出許可書 第125条第1項の規定により文化庁長官が発行した現状変更（輸出）許可書</p>			（輸出）許可書
(ハ)～(チ) (省略)	(省略)	(省略)	(ハ)～(チ) (同左)	(同左)	(同左)
ハ. (省略)	(省略)	(省略)	ハ. (同左)	(同左)	(同左)
別表第2 (省略)			別表第2 (同左)		

現在位置: [原産地規則ポータル](#) > [原産地証明手続](#) > 原産地証明書のデータ交換について

いいね! 7

シェアする

ポスト

原産地証明書のデータ交換について

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について(令和7年3月25日)

日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換について、日本への輸入においては、令和7年3月末からのパイロット運用を経て、同年6月を目途に本格運用が開始される見込みですのでお知らせします。

パイロット運用: 令和7年3月31日(月)から6月1日(日)まで

本格運用開始(予定): 令和7年6月2日(月)から

原産地証明書のデータ交換が実施されると、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続において、紙の原産地証明書に代えて輸出国発給機関のシステムからNACCSに直接送信される原産地証明書のデータ(電子原産地証明書: e-CO)を提出することが可能となります。

パイロット運用は、日タイ経済連携協定に基づき、EPA税率を適用しようとする輸入貨物の通関手続をNACCSで行う輸入者又は通関業者の方であって、当該EPA税率の適用にあたり、e-COの利用を希望する方にご参加いただけます。

それ以外の方で当該EPA税率を適用しようとする場合には、従来どおり、紙の原産地証明書をご利用ください。

パイロット運用の具体的な実施方法については、以下の実施要領からご確認ください。

[日タイ経済連携協定における原産地証明書のデータ交換の実施について\(令和7年3月\)](#)

[日タイ経済連携協定に基づく原産地証明書データ交換におけるパイロット運用に係る実施要領\(令和7年3月\)](#)

- [e-COご利用のポイント](#)
- [NACCSの原産地証明書情報内容照会\(IOV\)業務によるe-COのイメージ](#)

※日本からの輸出については経済産業省HPをご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/gensanchi/JTEPA_eCO.html

関税局・税関について

[関税局・税関の組織](#)[採用情報](#)[報道発表\(関税局\)](#)[各税関の事件発表](#)[関税局・税関の動き](#)[パンフレット・リーフレット](#)[ポスター](#)[税関チャンネル\(YouTube\)](#)

関税政策・税関行政

[所管法令等](#)[特殊関税](#)[審議会・研究会](#)[政策評価](#)[国際機関\(WTO・WCO\)](#)[地域協力\(APEC\)](#)[経済連携協定\(FTA/EP\)](#)[税関相互支援協定\(CM\)](#)

税関手続き

[手続案内\[e-Gov\(イー\)\]](#)[各種様式及び記載要領](#)

その他